

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一
(人事課) 二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 三
(人事課) 三

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十八の項第一号中「第二十四条」を「第二十四条第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)」に改め、同項中第十六号を第二十二号とし、第十五号を第二十一号とし、同項第十四号中「第七十八条」を「第七十八条第一項から第三項まで」に、「者」を「者等」に、「費用の額」を「額(当該額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を含む。次号において同じ。)」に改め、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

20 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定により被保護者が申し出た場合において、保護金品等から徴収する額を決定し、これを徴収すること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十八の項中第十三号を第十八号とし、第十二号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

17 法第七十六条の二の規定により取得した損害賠償請求権を行使すること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十八の項中第十一号を第十五号とし、同項第十号中「その」を「これらの」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第九号を第十三号とし、第八号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

11 法第五十五条の四の規定により就労自立給付金を支給すること。
12 法第五十五条の五の規定により被保護者等に報告を求めること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十八の項中第七号を第九号とし、同項第六号中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「規定により」の下に「要保護者に対し報告を求め、若しくは」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 法第二十八条第二項の規定により要保護者の扶養義務者等に対し報告を求めること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十八の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

2 法第二十四条第八項の規定により知れたる扶養義務者に対して保護の開始を通知すること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部一の項第一号中「第二十四条」を「第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）」に改め、同項中第十六号を第二十二号とし、第十五号を第二十一号とし、同項第十四号中「第七十八条」を「第七十八条第一項から第三項まで」に、「者」を「者等」に、「費用の額」を「額（当該額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を含む。次号において同じ。）」に改め、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

20 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定により被保護者が申し出た場合において、保護金品等から徴収する額を決定し、これを徴収すること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部一の項中第十三号を第十八号とし、第十二号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

17 法第七十六条の二の規定により取得した損害賠償請求権を行使すること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部一の項中第十一号を第十五号とし、同項第十号中「その」を「これらの」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号を第十三号とし、第八号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

11 法第五十五条の四の規定により就労自立給付金を支給すること。
12 法第五十五条の五の規定により被保護者等に報告を求めること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部一の項中第七号を第九号とし、同項第六号中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「規定により」の下に「要保護者に対し報告を求め、若しくは」を加え、同号を同項

第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 法第二十八条第二項の規定により要保護者の扶養義務者等に対し報告を求めること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部一の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

2 法第二十四条第八項の規定により知れたる扶養義務者に対して保護の開始を通知すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項の表防災課の項中「防災企画係」を「救助・防災係」に改め、同条第二項の表危機管理政策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表防災課の項第一号中「次号から第四号」を「第三号から第五号」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 山岳遭難防止施策の総合的な企画立案及び推進に関すること。

第六条の二第四項の表防災情報整備室の項中「第八号」を「第七号」に改め、同表原子力防災室の項中「第十号から第十四号」を「第九号から第十三号」に改める。

第二十六条の表防災課の部防災対策監の項の次に次のように加える。

救助・防災 対策監	一人	上司の命を受け、山岳遭難事故時及び災害時の救助体制の強化その他特に命ぜられた事務を処理する。
--------------	----	--

附則
この規則は、公布の日から施行する。

庁中一般
各現地機関

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号の二

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三地域福祉国保課の表五の頂部長専決事項の欄第二号中「第四十条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第四十条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第五十四条の二第四項において」を「第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において読み替えて」に、「次号において同じ。」の「を」の「規定による」に、「取消し」を「取消し等」に改め、同欄第八号中「第五十三条第四項の」を「第五十三条第四項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条の二において準用する場合を含む。）の規定による」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年七月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十二号の二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十九の項所長決裁事項の欄第一号中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）」に、「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改め、「開始」の下に「及び変更」を加え、同欄第二号を削り、第三号を第二号とし、同欄第四号中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

5 法第五十五条の四の規定による就労自立給付金の支給の決定

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十九の項所長決裁事項の欄第六号中「当該を」これらの」に改め、同欄第八号中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改め、同欄第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同欄第十号中「第七十八条」を「第七十八条第一項から第三項まで」に、「者」を「者等」に、「費用の額」を「額（当該額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を含む。次号において同じ。）」に改め、同号を同欄第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定により被保護者が申し出た場合において、保護金品等から徴収する額の決定及びその徴収

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十九の項所長決裁事項の欄中第九号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

9 法第七十六条の二の規定により取得した損害賠償請求権の行使

別表第二岐阜地域福祉事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）」に、「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改め、「開始」の下に「及び変更」を加え、同欄中第

二号を削り、第三項を第二号とし、同欄第四号中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄中第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

5 法第五十五条の四の規定による就労自立給付金の支給の決定

別表第二岐阜地域福祉事務所の表一の項所長決裁事項の欄第六号中「当該」を「これらの」に改め、同欄第八号中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改め、同欄中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同欄第十号中「第七十八条」を「第七十八条第一項から第三項まで」に、「者」を「者等」に、「費用の額」を「額（当該額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を含む。次号において同じ。）」に改め、同号を同欄第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定により被保護者が申し出た場合において、保護金品等から徴収する額の決定及びその徴収

別表第二岐阜地域福祉事務所の表一の項所長決裁事項の欄中第九号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

9 法第七十六条の二の規定により取得した損害賠償請求権の行使
附 則

この訓令は、平成二十六年七月一日から施行する。

平成二十六年七月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社